# 情報セキュリティ対策に関する基本方針

公益財団法人京阪神ケーブルビジョン(以下「当財団」)は、情報漏えいなどの情報セキュリティに関連するリスクに対し適切な対策を講じることにより、利用者をはじめ社会からの信頼を得られるよう、「情報セキュリティポリシー」を策定しました。

今後、この「情報セキュリティポリシー」を順守し、さまざまな脅威から情報資産を保護し、かつ適 正に取り扱うことにより、情報セキュリティの維持に努めます。

### 情報セキュリティポリシーの運用

### 1.情報セキュリティ管理体制の構築

当財団が保有する全ての情報資産の保護に努め、情報セキュリティに関する法令その他の規範を順守することにより、社会からの信頼を得られるよう、情報セキュリティ管理体制を構築します。

### 2.情報セキュリティ責任者の配置

理事長は、「総括情報セキュリティ責任者」として、情報セキュリティインシデントに迅速かつ適正に 対処していくとともに、内外の情報セキュリティに関する状況に応じて、必要な対策を実施します。

## 3.情報資産の取扱い、情報漏えい等への対処

情報資産の重要性に応じた取り扱いを確保するとともに、情報漏えい等に対し、厳正かつ適正に対処 します。

### 4.対策の実効性を確保するための点検の実施

情報セキュリティ対策の実効性を確保するため、必要な点検を実施します。

### 5.情報セキュリティ対策を徹底したシステムの実現

情報資産に対する不正な侵入、漏えい、改ざん、紛失、破壊、利用妨害等が発生しないよう、徹底した対策を反映したシステムを実現します。そのため、特に「need to know の原則※」に基づくアクセス権付与、データベースアクセス権の制限等、データやシステムへのアクセスを適正に管理します。

### 6.情報セキュリティリテラシーの向上

当財団の職員には、セキュリティ研修を行い、職員全員が、情報セキュリティリテラシーを持って業務を遂行できるようにします。また、情報セキュリティに関する状況の変化に対応できるよう、注意喚起・指導等継続して行います。

[注]※need to know の原則:「情報は知る必要のある人のみに伝え、知る必要のない人には伝えない」という原則

### 情報セキュリティポリシーの対象

当ポリシーが対象とする「情報資産」とは、当財団の事業活動において入手した情報及び当財団が業 務上保有する情報とします。